

令和8年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立岩泉高等学校

校長名 磯部 隆 宏

1 活動の方針

- (1) 基本理念である「文武両道」のもと、部活動を通して社会性や人間性を磨き、集団での責任感や連帯感を涵養するとともに、健やかな心身を育成する。
- (2) 伝統ある活動の魅力を、日々の活動を通して校外に伝えるとともに、家庭や地域と連携を深めながら、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 部活動を通して主体性を育み、スポーツ・文化活動の充実感を深く味わうことで、生涯にわたって豊かな生活を営む資質を培う。
- (4) 生徒の発達段階や個人差、特に女子の成長期の特性に配慮し、スポーツ医・科学の知見を取り入れるとともに、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- (5) 加入については任意とするが、教育的価値を踏まえ、部活動への参加を推奨する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週2日（平日1日＋日曜日）以上の休養日を設定する。どの日に設定するかは、各部の判断による。
- (2) 設定した休養日に活動する場合は、代替日を確保する。
- (3) 生徒の健康面と生活全体のバランスに配慮し、適切な活動時間とする。

3 活動のきまり

- (1) 定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。ただし、考査期間中から考査終了後2週間以内の間に大会等がある場合は、特別活動許可願いを提出する。
- (2) 学校閉庁日は部活動を行わない。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を徹底する。
- (4) 気温変化や熱中症指数等の健康指標を踏まえ、無理のない活動内容を提示して安全への配慮を徹底するとともに、練習環境の適切な保全・整備を図る。
- (5) 活動中に怪我や事故等が生じた場合には、速やかに管理職及び関係職員と連携し、生徒への適切な処置・対応を行うとともに、必要に応じて外部への連絡・要請を行う。
- (6) 地震や豪雨等の自然災害や、不審者侵入等の危機的状況が生じた際には、危機管理マニュアルに基づき速やかに行動し、生徒の安全確保を最優先とする。
- (7) 顧問をはじめとする指導者は、いかなる理由があっても、体罰や暴言を用いない指導を徹底する。
- (8) ウエイトトレーニング室を使用する際は、必ず顧問の立会いのもと、複数名で実施するものとする。

4 その他

上記以外の事項については、校長が決定する。